

I 子どもの貧困対策計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・趣旨

令和元年度の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴い、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的に実施することを目的とし、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が見直され、基本的な方針や重点施策が新たに示されました。

このような状況を踏まえ、佐倉市においても、困難な状況にある子どもたちがいることが推 測されることから、すべての子どもたちが、前向きで希望を持って健やかに成長できるよう、 環境の整備や教育の機会均等などを進め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目 的とし、佐倉市子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込む形で、子どもの貧困対策推進計 画を策定するものです。

(2) 計画策定の位置づけ

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村における子ども の貧困対策についての計画」として位置付けています。

(3)計画の対象

妊娠期から 18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある者としますが、こども基本法の趣旨に鑑み、次期計画(R7~)においては、「子ども」は「心身の発達の過程にある者」とし、その家庭、地域、企業なども計画の対象に含めます。

(4) 計画期間、計画の進捗管理

佐倉市子ども・子育て支援事業計画に準ずる

2 子どもの貧困と日本の子どもの状況

(1)子どもの貧困について

子どもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど様々な機会が奪われた結果、不利益をこうむってしまうことをいいます。

子どもの貧困は、主に以下の3つの特徴をもっております。子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼし、地域社会からの孤立を招くことで、子どもの健やかな育ちを妨げるだけでなく、将来に希望を感じることができない状況になってしまうことや、進学や就職における選択肢を狭めるなど、様々な制約をもたらし、社会にとっても大きな損失につながってしまうことがあります。

●見えにくく捉えづらい

貧困の自覚がなく、あっても表に出さないため、実態がわかりにくい

●社会的に孤立

社会的に孤立し、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう

●困難・ニーズは多様

世帯ごと、子どもごとに直面する困難やニーズは異なる

参考:内閣府資料

(2) 子どもの貧困対策に関する国の動き

3 佐倉市の子どもを取り巻く状況

(1) 生活保護を受給している子どもの状況(社会福祉課)

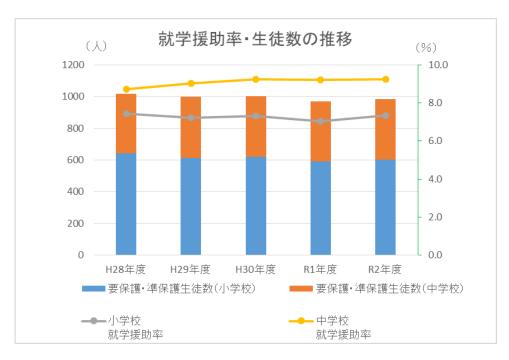
佐倉市で生活保護を受給している者で、18歳未満の子どもは令和2年度で 108人、18歳未満の保護率は 0.06%となっています。



- ※人口は各年4月1日現在[千葉県統計情報]
- ※被保護者実人数は各年4月30日現在[社会福祉課調べ]
- ※県 28 年度以降被保護者 18 歳未満数未公表[千葉県子どもの貧困対策推進計画・ 社会福祉課調べ]

(2) 就学援助について(学務課)

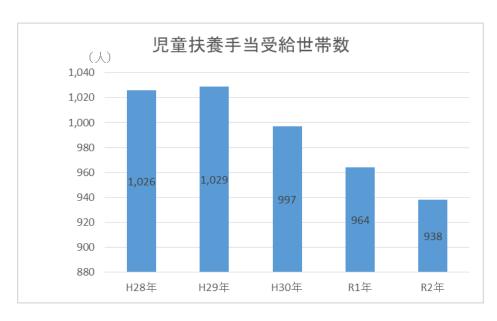
佐倉市における要保護及び準要保護を受けている児童生徒は、令和2年度で小学生601人、中学生383人となっています。また、これら児童生徒の全児童生徒に占める割合は、令和2年度で、小学生7.35%、中学生9.24%となっており、佐倉市の数値は、例年、国・県の数値を下回っている状況となっています。



[要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助実施状況等調査 学務課調べ]

(3) 児童扶養手当の受給世帯数(こども家庭課)

父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために児童扶養手当が支給されています。児童扶養手当の受給世帯数は減少傾向が続いています。



※各年度 12 月末現在

[こども家庭課調べ]

4 令和3年度佐倉市子どもの生活状況に関する実態調査結果

(1)調査の概要

① 目的

子どもの貧困対策に係る計画の策定に向け、佐倉市における子どもがいる世帯の生活状況や子どもの現状を把握し、子育て世帯等への施策に役立てることを目的として実施しました。

② 実施期間・実施方法

令和4年 | 月 | 1日~ | 月3 | 日にかけて実施し、学校を経由して調査票を配布・児童生徒については回収、保護者については電子申請・郵送により調査票を回収しました。

③ 実施対象(令和4年 | 月 | 日時点)

公立小学校 5 年生、公立中学校2年生 合計2,805人 上記児童・生徒の保護者 2,805人

④ 回収率

調査票の配布・回収状況

(単位		+ L \
(111 111	•	枚)

調査票	調査対象者数	有効回収数	回収率
小学校 5 年生児童	1, 360	1, 328	97. 6%
中学校 2 年生生徒	1, 445	1, 353	93. 6%
その保護者	2, 805	1, 844	65. 7%
合 計	5, 610	4, 525	80. 7%

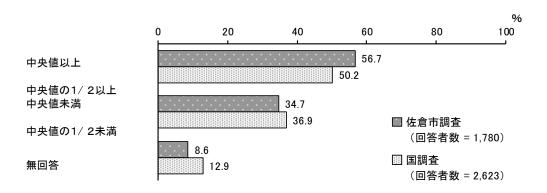
○資源量調査とヒアリングについて

資源量調査とは、仕事やボランティア活動などで、子ども達を見守る方々に対し、もし支援 を必要とする子どもや保護者がいた場合に、どの様に接し、適切な支援につなげているかな ど、現状や今後の展望について、関係団体等へ照会をしたものです。

100件の個人や団体に照会をし、63件の回答があり、一部の団体等へはヒアリングも行いました。回答の中で良くあったものとしては、利用者である子どもやその保護者は、貧困や貧困の疑いがあるために事業等を利用しているのではなく、地域交流や事業を利用する事自体が目的となっているとのことでした。仮に生活状況が気になる子どもがいた場合にも、対象児童や家庭との信頼関係を築き、相談しやすい環境を整えることに苦慮している状況がうかがえました。

(2)調査結果(抜粋)

等価世帯収入について、国調査と比較すると、「中央値以上」の割合は、佐倉市では56.7%、国では50.2%、「中央値のI/2未満」の割合は、佐倉市では8.6%となっており、国に比べ、佐倉市では「中央値以上」の割合が高く、「中央値のI/2未満」の割合が低くなっています。



※国調査:令和3年 子供の生活状況調査 ※国調査と比較するために、無回答を除いて集計しています。

等価世帯収入とは…

世帯全体の収入から、世帯員の生活水準を表すよう調整したものをいいます。一般的に等価世帯収入の中央値の 1/2 未満の世帯が生活が困窮しているとされています。

【算出例】一番単純な方法は世帯の収入を世帯員数で割ることですが、次のように、

- ・世帯の収入 600 万円の2人世帯 → 600/2 = 300 万円
- ・世帯の収入 300 万円の1人世帯 → 300/1 = 300 万円

となり、I 人当たりは同じ値になります。しかし、実際には世帯人員が多い前者の2人世帯の方が、共通の生活コストは割安になる傾向にあるため、豊かな生活をしているように思われます。

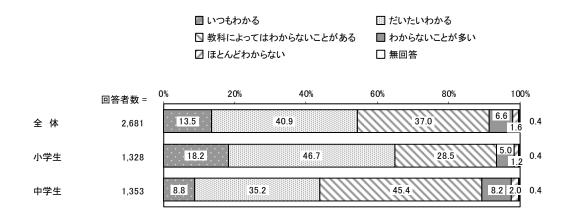
世帯の収入(可処分所得) 600 万円の場合の等価世帯収入は次のようになります。

- · I 人世帯 → 600 万円÷ √ I = 600 万円
- ·2人世帯 → 600 万円÷ √2 = 424 万円
- ·3人世帯 → 600 万円÷ $\sqrt{3}$ = 346 万円
- ·4人世帯 → 600 万円÷ $\sqrt{4}$ = 300 万円

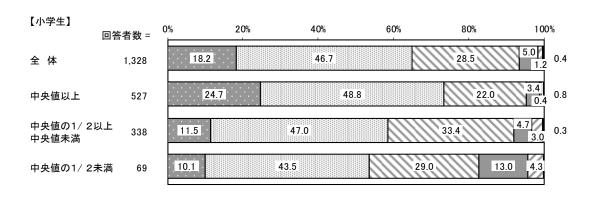
子どもの学びの状況(授業の理解度)

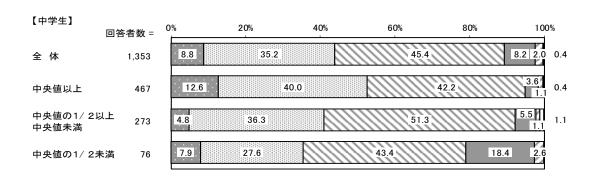
●あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。(あてはまるもの1つに○)

学校の授業がわからないことがあるかについて、中学生になると、「教科によってはわからないことがある」の割合が増加し、また小学生、中学生ともに、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で「わからないことが多い」の割合が高くなっています。



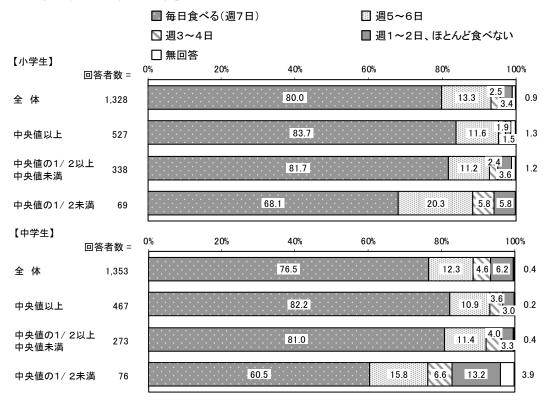
【等価世帯収入の水準別】





朝食の摂取状況について

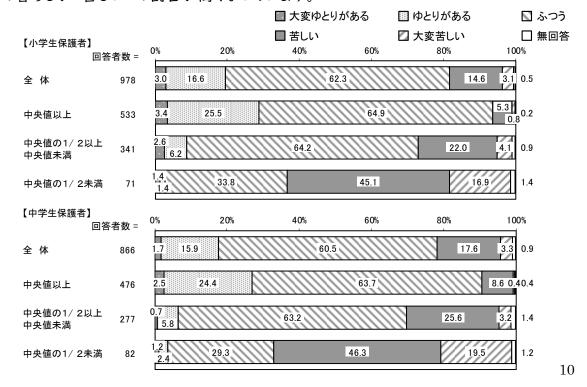
- ●あなたは週にどのくらい食事をしていますか。
- →朝食の摂取状況について、小学生、中学生ともに、等価世帯収入の水準が中央値の1/ 2未満で「毎日食べる(週7日)」の割合が低くなっています。



現在の暮らしの状況について

●あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。

→小学生保護者、中学生保護者ともに等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で、現在の暮らしが"苦しい"の割合が高くなっています。

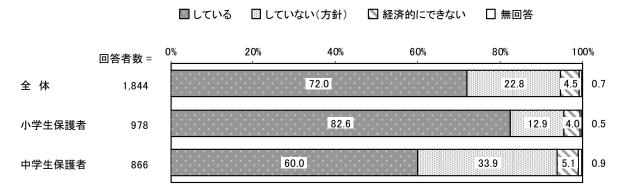


子どもの生活の状況(習い事や学習塾の状況について)

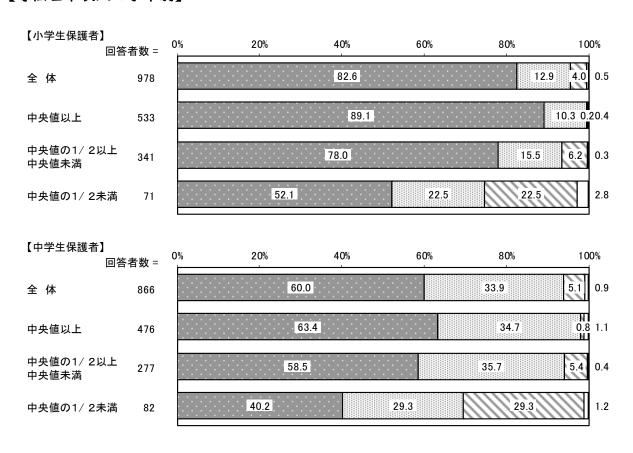
●習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる

全体では、「している」の割合が 72.0%と最も高く、次いで「していない(方針)」の割合が 22.8%となっています。

また、等価世帯収入の水準が中央値の I/2 未満で、経済的にできないの割合が高くなっています。



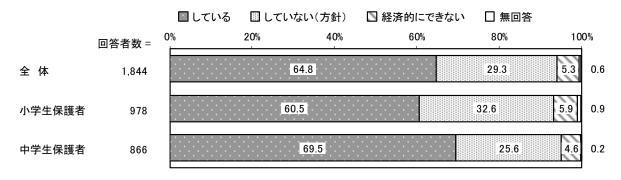
【等価世帯収入の水準別】



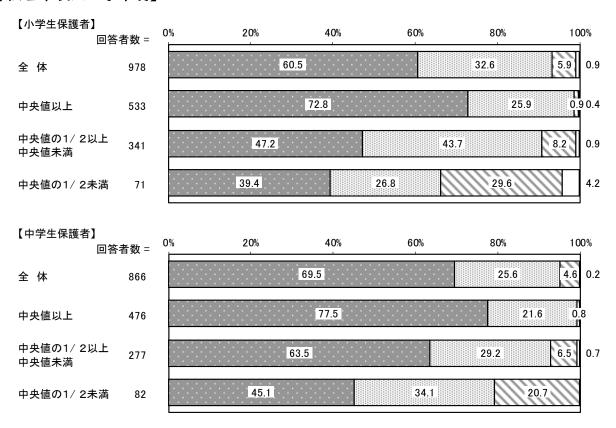
●学習塾に通わせる(家庭教師、通信教育を含む)

→全体では、「している」の割合が 64.8%と最も高く、次いで「していない (方針)」の割合が 29.3%となっています。

また、等価世帯収入の水準が中央値の I/2 未満で、経済的にできないの割合が高くなっています。



【等価世帯収入の水準別】

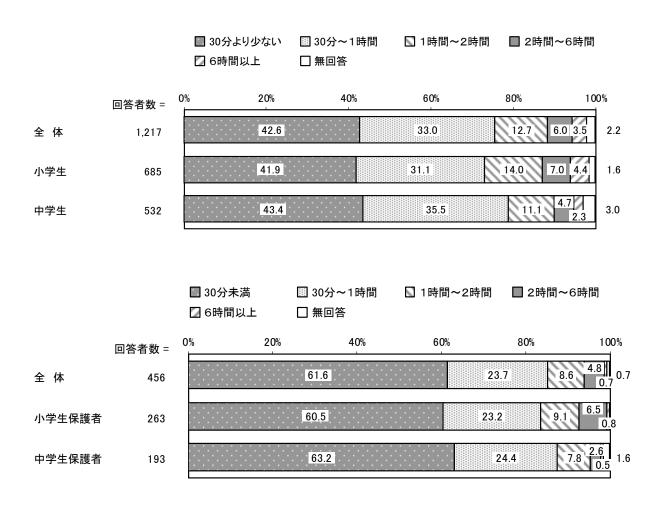


家族のお世話の状況

●ふだん家族のお世話をしていますかという質問で「親」~「その他」のお世話をしていると答えた人にお聞きします。お世話する I 日の時間はどれくらいですか。

→ふだん(月曜日~日曜日)家族のお世話をしているかについて、全体では、「していない」の割合が最も高くなっています。一方で「親」や「きょうだい」の世話をしていると回答しているもののうち、「6 時間以上」と回答しているのが、児童・生徒の回答で 3.5%、保護者の回答で 0.7%となっており、長時間家族の世話をしている子どもが少なからずいることがうかがえます。

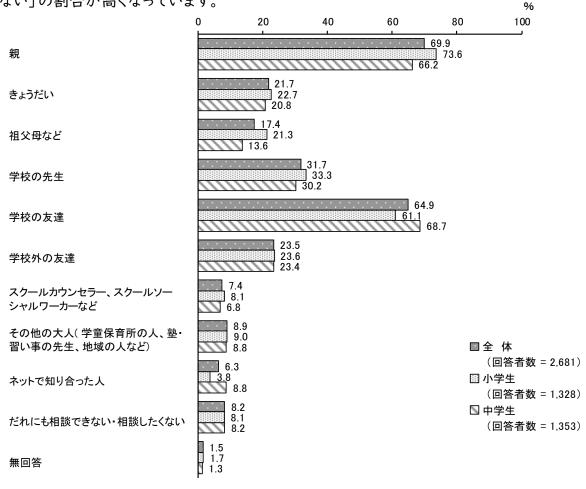
6時間以上、家族の世話をしている子どもは、学校以外の勉強については、「家の人に 教えてもらう」の割合が低くなっており、「自分で勉強をする」の割合も低くなっています。



子どもと保護者、地域との関わり(相談先について)

●あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。(あてはまるものすべてに〇)

→困っていることや悩みごとがあるときの相談相手について、小学生では「親」の割合が高く、中学生では「学校の友達」の割合が高くなっています。一方で「だれにも相談できない・相談したくない」の割合は、小学生、中学生ともに | 割弱となっています。また、中学生では、等価世帯収入の水準が中央値の | /2未満で、「だれにも相談できない・相談したくない」の割合が高くなっています。



【中学生】	回答者数(件)	親	きょうだい	祖父母など	学校の先生	学校の友達	学校外の友達	ルワーカー等 スクールソーシャ	先生、地域の人等)	た人を知り合っ	い・したくない 誰にも相談できな	無回答
全 体	1,353	66.2	20.8	13.6	30.2	68.7	23.4	6.8	8.8	8.8	8.2	1.3
中央値以上	467	70.4	23.3	13.5	32.1	69.0	21.0	7.9	9.2	7.5	8.8	0.6
中央値の1/2以上 中央値未満	273	68.9	20.1	16.5	34.4	72.2	22.3	8.1	12.8	9.5	5.9	0.7
中央値の1/2未満	76	51.3	18.4	11.8	25.0	64.5	23.7	3.9	3.9	7.9	14.5	1.3

5 佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題

家庭の経済状況が厳しくなるにつれて、表れている特徴や考えられる課題について、次のと おりとなります。(経済状況によらない特徴等も含む)

【子どもたちへの支援に向けて】

●現状

- ・勉強時間が少なくなる傾向にある。(中学生)
- ・学年が上がるにつれ、経済状況などを理解するようになり、進学希望が減少する傾向がある。
- ・朝食を毎日食べる子の割合が低い傾向にある。
- ・子どもが困っているとき、誰にも相談できない、したくないの割合が高い傾向にある。(中学生)
- ・自己肯定感が低いなど、自分に自信がもてない状況がうかがえる。
- ・習い事や学習塾など経済的に通えないなど、学校以外での学習機会が不足する傾向にある。
- ・キャンプ、スポーツ観戦、テーマパーク、旅行などの体験が少ない傾向にある。
- ・外国籍の子どもが増えてきており、対応できる学習支援のボランティアスタッフが不足している。
- ・発達に遅れはないものの、学習面で困難を示す子どもが増えている。
- ・周りが気づきにくい様々な理由で、学習環境、生活環境に影響が出ていることがある。

●課題

- ・適切なアドバイスをしてくれる他者と接する機会を通じて、生活力や自らSOSを出す力を身に付けることが必要
- ・学校で子どもが安心して学習ができる環境づくりを行っていくことを基本としつつ、学校以外での子 どもの居場所作りや学習支援の取組み、生活の支援のための取組みを充実・強化していくことが必要
- ・金銭面が原因で進学を諦めてしまわないような支援が必要
- ・子どもが安心して生活でき、自分に自信をもつことにつながるような支援が必要
- ・子どもが将来望んでいる進路を自ら選択する手助けとなる支援が必要
- ・子どもの可能性を拡げることにつながる支援が必要
- ・子どもの成長を支える多様な体験ができるような支援や体制整備が必要
- ・外国籍の子どもに対する学習支援を充実することが必要
- ・小学校生活でつまずかないように、子どもの気になる行動への適切な早期支援が必要
- ・さまざまな情報交換を含め、幼保小による一層の連携が必要

【保護者への支援に向けて】

●現状

- ・経済的な理由などから子どもの進路について、妥協してしまうことがある。
- ・保護者の生活習慣が、子どもに影響し、不規則な習慣が定着してしまうことがある。
- ・子どもと接する時間や子どもに関する行事への参加が少なくなる傾向にある。
- ・子どもの進学を希望する一方、早く家計を支えてほしいこともあり、理想と現実のギャップが発生
- ・新型コロナウイルスの影響により、収入などの金銭面への不安を感じている。
- ・虐待などが見られる場合、保護者自身の生活能力が乏しい、不安定な就労状況にあることが多い。
- ・経済的な状況にかかわらず、子育てに対して、周りから学ぶ機会が少なく不安を感じている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、安定的な収入が得られない、子どもとの時間が取れない

●課題

- ・家計管理等を学ぶことができる機会の充実を図っていくことが必要
- ・就労支援により、継続的に収入が得られるようライフステージやライフサイクルに応じた支援が必要
- ・保護者に親としての力を付けていくような支援が必要
- ・保護者の経済的、精神的な安定に向けた支援が必要
- ・さまざまなニーズに合わせた教育、保育の確保が必要

【関係機関との連携体制の構築に向けて】

●現状

- ・学校以外での学習の場や、交流の機会が不足している。
- ・子どもに関する相談機関や団体へ相談する人が少ない。
- ・関係機関や各種団体間での連携が、個人情報保護の観点から困難な部分がある。
- ・問題を発見してもどのように接し、どこにつなげればよいかわからない場合が多い。

●課題

- ・子どもと常に接している関係機関や団体、さまざまな福祉や医療に関する関係機関において、子ども の貧困等に関する知識の普及や人材の確保が必要
- ・問題を発見した場合の明確な連携ネットワークの構築が必要
- ・学校以外での子どもの安全、安心な居場所作りを進めていくことが必要
- ・各機関が連携を取りやすいような環境や体制づくりが必要

【気兼ねなく問題を打ち明けられる相談支援に向けて】

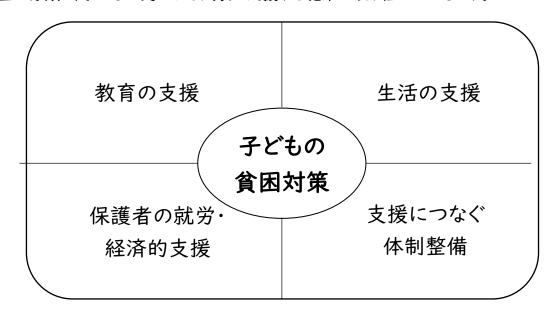
●現状

- ・親や友人など誰にも相談できない、したくない、自分の課題を相談してもよいのかとためらう
- ・子どもの相談相手としては、親の割合が高くなっている。
- ・家庭や本人が行動を起こして、支援が始まるという流れがほとんどとなっている。
- ・困難に直面している家庭や子どもについて、その全ての窓口を学校が担うのには限界がある。
- ・長時間、親やきょうだいの世話をしている子が少なからずいる。
- ・保護者も子どもも、厳しい困窮状況に置かれた場合、他の人に相談したり、助けを求めたりできない ことが多くある。
- ・支援する側として、家庭の事情やプライバシーに介入する困難さがある。

●課題

- ・「構えた」場所だけではなく、子どもが気兼ねなく利用できる場所や保護者が普段からよく利用している場所における相談窓口や、SNS等を活用した相談環境の整備、周知が必要
- ・ヤングケアラーや生理の問題など、周りが気付きにくい問題を抱えている子について、SOS を察知し適切なところにつなげられる人材や仕組みが必要
- ・子どもの相談に対して、親や周囲の大人が適切に対応できるような体制の整備が必要
- ・学校以外での相談窓口の充実や、支援につなげる人材の確保が必要
- ・いろいろな人が気軽に利用でき、たくさんの大人の目があるような居場所作りが必要

上記現状と課題に対して、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、千葉県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、子どもの貧困対策について 4 つの類型に分類し、子どもの健やかな成長を応援する施策に取り組んでいきます。



6 子どもの貧困対策の全体像

●教育の支援

困難な状況にある子どもに対する学校教育の充実や教育の機会均等に関する支援

- ・学校における教育の充実
- ・学力向上支援
- ・就学支援
- ・学習支援の充実
- ・幼保小連携の推進
 - ・教育の機会均等
 - ・幼児教育、保育の推進、 質の向上
 - ・教育費負担の軽減
- ・食育の推進
- ・多様な体験の機会の創出
- ・社会性の向上



●保護者の就労・経済的支援

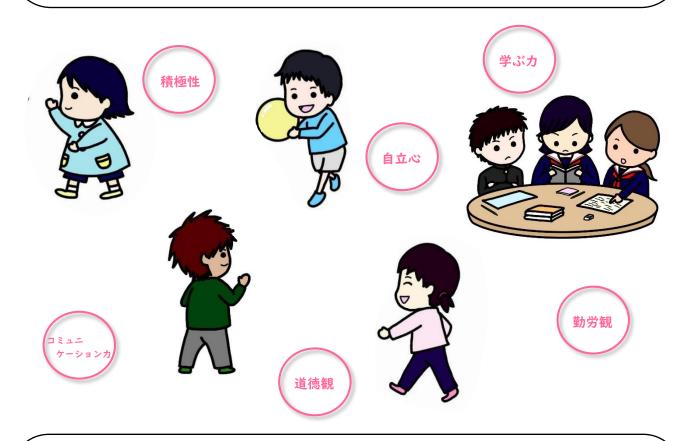
困難な状況にある子どもの保護者に対する、就労の支援や経済的な支援

- ・就労支援
- ・職業訓練への支援
- ・ひとり親に対する支援
- ・仕事と家庭の両立支援
- ・各種補助等の経済的支援
- ・教育費負担の軽減
- ・児童手当等の着実な実施
- ・多様な保育の充実

●生活の支援

困難な状況にある子どもや保護者に対する、生活の安定に関する支援

- ・保育等の確保
- ・保護者の育児負担の軽減
- ・家庭環境改善への支援
- ・社会的養育の充実
- ・親育ての支援
- ・食育の推進
- ・保護者、子どもへの生活支援・・社会との交流の機会の提供・子育て支援のワンストップ 化の推進
 - ・子どもの居場所作り
 - ・多様な体験の機会の創出



●支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制の整備

- ・相談先の充実
- ・相談方法の充実
- ・「気づき」の機会の充実・早期の状況把握、対応
 - ・支援人材の育成
 - ・気軽に相談できる体制整備
- ・関係機関との連携体制の 構築
 - ・子どもの貧困に関する 情報収集

7 子どもの貧困対策に関する施策の展開

1. 教育の支援

教育の機会均等が図られるよう、学校教育の充実や就学の援助、学資の援助、学習の 支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講じて いきます。

(1)学校を中心とした教育支援

家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、子どもの学力が保障され、子どもたちが将来望んでいる進路を自ら選択できるように、学校教育の充実を図ります。

また、子どもたちの支援につなげていくために、学校関係者や子どもを取り巻く関係者に、支援に関する情報や相談先について、認識の共有を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、個々の状況に応じたきめ細やかな教育を推進します。

(2)教育や学習の機会均等の推進

家庭の状況にかかわらず、すべての子どもたちに対する教育、学習の機会均等を進め、子どもの可能性を拡げられるように、幼児教育、保育の推進・質の向上を図ります。また、学校以外での学習支援体制の整備、子どもの成長を支える多様な体験の機会の創出など、教育・学習環境の充実を図ります。

		H29	H30	RI	R2	R3
ı	就学援助費の支給率					
2	生活保護世帯の子どもの高校進学率					

2. 生活の支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活の相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講じていきます。

(1)保護者の生活支援

子どもが社会から孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまわないように、子どもの成長過程における原点である家庭教育の充実や、子どもの相談に対して、保護者が適切に対応できるよう「親育て」への支援を行います。また、保護者等の安定した生活や自立、健康の確保に向けて、支援体制を整備します。

(2)子どもの生活支援

さまざまな困難を抱える子どもたちが健全に成長し、深刻な状況に陥ることのないように、社会的養育が必要な子どもへの支援や生活習慣及び食習慣の改善に向けた相談支援を推進します。また、子どもが安心して利用できるような居場所作りや、適切なアドバイスをしてくれる他者と接する機会の提供などを通して、子どもが自ら SOS を出す力や生活力を養えるような体制整備を推進します。

		H29	H30	RI	R2	R3
ı	生活困窮者自立支援事業の支援プラン決定件数					
2	地域の行事への参加率 (小学6年生)					
3	地域の行事への参加率 (中学3年生)					

3. 保護者の就労・経済的支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施や、所得の安定と向上に資するための就労の支援のほか、各種手当の支給、貸付金の貸付け等、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

(1)保護者に対する就労支援

世帯の安定的な経済基盤を確保し、仕事と生活を両立し、安心して子どもを育てる環境作りを進めるため、ひとり親家庭に加え、生活が困難な状態にある世帯に対するきめ細やかな就労支援を進めるなど、職業生活の安定と向上に資する支援の充実を図ります。

(2)経済的な支援

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、日々の生活を安定させるため、各種手当を支給するほか、子育てをしていくうえでのさまざまな経済的負担を軽減することにより、困難な状況にある子どもや家庭において、貧困の連鎖を断ち切るきっかけとなる支援を行います。

		H29	H30	RI	R2	R3
I	児童扶養手当の受給者世帯数					
2	ひとり親に対する就業・スキルアップ支援数					

4. 支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制を整備していきます

(I)相談窓口の充実

困難な状況にある子どもやその家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、SNS などさまざまなプラットフォームを用いた相談窓口の充実や、窓口のワンストップ化の推進など、気軽に相談できるような体制整備を図ります。

(2) 支援人材の育成

子どもを取り巻く環境に直接かかわる保育士、幼稚園教諭、学校の教職員などをはじめとして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等に、子どもの貧困やヤングケアラーに関する理解を深め、問題の早期発見や相談に適切に対応できるような人材の育成を推進します。

(3)連携体制の構築

困難な状況にある子どもの早期発見や、支援が届きにくい子どもや家庭に対して、適切に対応できるように、常に子どもと接している機関や団体、福祉、医療に関する関係機関の連携体制の構築を図ります。また、教育分野、福祉分野が連携し、それぞれの強みを生かせるような体制づくりを推進します。

(4)社会全体での子どもの支援

支援が届きにくい子どもや家庭に対してもアプローチできるよう、社会全体で子どもを 支援し、様々な支援制度の利用促進を図るため、地方公共団体、民間企業、各種団体等 による、連携・支援体制づくりを推進します。また、このような取組みや既存の制度及び施 策等について積極的に情報収集、情報発信を行います。

		H29	H30	RI	R2	R3
1	スクールソーシャルワーカーの対応件数					

8 子どもの貧困対策に関する各種取り組み

1. 教育の支援

(1)学校を中心とした教育の支援

No	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属

(2)教育や学習の機会均等の推進

No	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属

2. 生活の支援

(1)保護者の生活支援

No	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属

(2)子どもの生活支援

No	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属

3. 保護者の就労・経済的支援

(1)保護者に対する就労支援

No	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属

(2)経済的な支援

No	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属

4. 支援につなぐ体制整備

(1)相談窓口の充実

No	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属

(2)支援人材の育成

No	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属

(3)連携体制の構築

No	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属

(4)社会全体での子どもの支援

No	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属